

# 設楽ダムだより

|                                     |               |               |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
|                                     | TEL           | FAX           |
| 総務課                                 | (0536)23-4331 | (0536)23-4401 |
| 工務課<br>調査・品質確保課                     | (0536)23-4387 | (0536)23-4408 |
| 設楽庁舎 〒441-2301<br>北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2 |               |               |
| 用地第一課<br>用地第二課                      | (0536)62-1290 | (0536)62-1291 |

## 損失補償基準を提示しました



10月28日に、設楽町役場議場において、設楽町加藤町長と、豊川水系対策本部永井副本部長の立会いのもと、設楽ダム対策協議会に「設楽ダム建設に伴う損失補償基準」を提示しました。

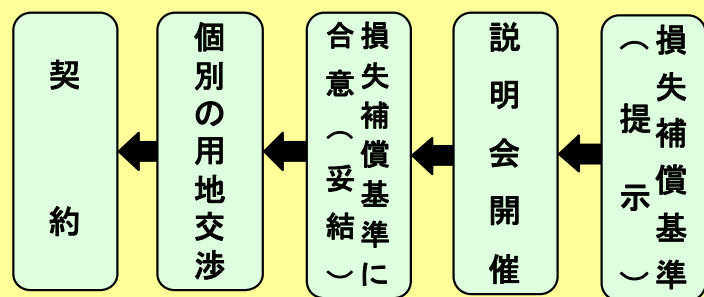
国が、昭和53年に設楽ダムの実施計画調査に着手してから30年の歳月が経ちました。この間、ダムの調査や計画の検討段階を踏まえ、河川整備計画の策定や環境影響評価など各手続きを経て、この10月27日に設楽ダムの「基本計画」が策定されました。

今日まで、地元の水没等地権者・設楽ダム対策協議会の皆様はもとより、設楽町、町議会、そして愛知県、下流市町の関係機関の多くの方々に、ご理解とご協力を賜り、このたび、「設楽ダム建設に伴う損失補償基準」を設楽ダム対策協議会に提示させていただきました。

今後、この損失補償基準を関係者へご説明して、合意を得られた後、各個人との用地交渉に入っていく予定です。水没等地権者の方々の生活再建と設楽町の地域再生に向けて、関係機関とも調整を図りながらダム事業者として、全力で対応して参ります。



### 損失補償基準提示から契約までの流れ



#### 町内地区別説明会開催

| 地区名   | 会場          | 開催予定日     | 開催時間 |
|-------|-------------|-----------|------|
| 八 橋   | 八橋老人憩いの家    | 11月4日(火)  | 19時～ |
| 川 向   | 川向作業所       | 11月5日(水)  | 19時～ |
| 大 名 倉 | 大名倉作業所      | 11月6日(木)  | 19時～ |
| 松 戸   | 松戸公民館       | 11月7日(金)  | 19時～ |
| 小松・長江 | 小松公会堂       | 11月14日(金) | 19時～ |
| 田 口   | 田口特産物振興センター | 11月12日(水) | 19時～ |

#### 町内地区別相談会

◆町外の地権者の方につきましては、別途ご連絡致します

| 地区名   | 会場       | 開催予定日     | 相談時間 |
|-------|----------|-----------|------|
| 八 橋   | 八橋老人憩いの家 | 11月17日(月) | ※    |
| 川 向   | 川向作業所    | 11月18日(火) | ※    |
| 大 名 倉 | 大名倉作業所   | 11月19日(水) | ※    |
| 松 戸   | 松戸公民館    | 11月20日(木) | ※    |
| 小松・長江 | 小松公会堂    | 11月21日(金) | ※    |
| 田 口   | 設楽ダム相談所  | 11月25日(火) | ※    |

※ 相談時間10時～12時、13時～17時、18時～20時

# 基本計画が公示されました

設楽ダムの基本計画は、今年3月25日に愛知県知事から同意の回答をいただいたのち、10月14日に関係各省との協議も終了し、10月27日に公示されました。左記は官報に掲載された基本計画の写しです。

## 国土交通省告示第千二百八十五号

特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）第四條第一項の規定により、設楽ダムの建設に関する基本計画を作成したので、同條第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月二十七日

国土交通大臣 金子 一 馨

設楽ダムの建設に関する基本計画

### 1 建設の目的

(1) 洪水調節  
設楽ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒1,490立方メートルのうち、毎秒1,250立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持  
下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) かんがい  
愛知県東三河地域の農地約17,200ヘクタールに対するかんがい用水として、新たに毎秒0.339立方メートル（年平均）の取水を可能とする。

(4) 水道  
愛知県東三河地域の水道用水として、新たに毎秒0.179立方メートルの取水を可能とする。

### 2 位置及び名称

- (1) 位置  
豊川水系豊川  
右岸 愛知県北設楽郡設楽町松戸  
左岸 愛知県北設楽郡設楽町清崎
- (2) 名称  
設楽ダム

### 3 規模及び型式

(1) 規模  
堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）  
129.0メートル

(2) 型式  
重力式コンクリートダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量  
最高水位は、標高444.0メートルとし、総貯留量は、98,000,000立方メートルとする。

ロ 有効貯留量

最低水位は、標高377.0メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高444.0メートルから標高377.0メートルまでの有効水深67.0メートルに対応する貯留量92,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水調節を行う場合を除き、水位を標高437.0メートル以下に制限するものとする。洪水調節は、標高444.0メートルから標高437.0メートルまでの容量19,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

ロ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高437.0メートルから標高377.0メートルまでの容量73,000,000立方メートルのうち最大60,000,000立方メートルとする。

ハ かんがい

愛知県東三河地域のかんがい用水として、新たに毎秒0.339立方メートル（年平均）の取水を可能とする。

かんがいのための貯留量は、標高437.0メートルから標高377.0メートルまでの容量73,000,000立方メートルのうち最大7,000,000立方メートルとする。

ニ 水道

愛知県東三河地域の水道用水として、新たに毎秒0.179立方メートルの取水を可能とする。

水道のための貯留量は、標高437.0メートルから標高377.0メートルまでの容量73,000,000立方メートルのうち最大6,000,000立方メートルとする。

なお、上記ロニについては、効率的な水利利用を図るために設楽ダムと豊川総合用水施設等の利水施設による河川流水の総合的運用を行う。

### 5 ダム使用権の設定予定者

愛知県（水道）

6 建設に要する費用及びその負担に関する事項

(1) 建設に要する費用の概算額  
約2,070億円

(2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第59条、第60条第1項の規定に基づく国及び愛知県の負担額

建設に要する費用の額に1,000分の890を乗じて得た額（このうち、かんがいに係るものは、建設に要する費用の額に1,000分の113を乗じて得た額）とする。

ロ 特定多目的ダム法第10条第1項の規定に基づく流水をかんがいの用に供するものの負担額

イに規定するかんがいに係る負担額のうち、その額に10分の1を乗じて得た額とする。

ハ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく愛知県（水道）の負担額

建設に要する費用の額に1,000分の110を乗じて得た額とする。

7 工期

昭和53年度から平成32年度までの予定

## 今年度もネコギギの赤ちゃん誕生！

## 昨年放流したネコギギを確認！

設楽ダム工事事務所では、天然記念物ネコギギを保全するための取り組みの一環として、昨年より野外実験、一昨年より飼育・繁殖を行っています。

今年8月～9月に実施した追跡調査では、昨年放流したネコギギを確認することができました。

また、7月29日には昨年に引き続きネコギギの赤ちゃんが誕生し、現在、室内で飼育中です。

詳しくは工事事務所ホームページをご覧ください。

